

令和 4 年 4 月 1 日

各 位

兵庫県木材業協同組合連合会

兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度における今後の方針について
(令和 4 年度以降は新規貸付を停止)

平素は、標記制度の実施について、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和 4 年 1 月 13 日及び令和 4 年 3 月 15 日付でご連絡しておりましたが、この度、兵庫県農政環境部農林水産局林務課長より、別添のとおり、令和 4 年度以降の新規貸付を停止することとしたとの通知がありましたのでお知らせします。

また、令和 4 年度の事務の取扱等につきましては、別紙の対応となりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

■ 本件のお問い合わせ先

兵庫県 農政環境部 農林水産局 林務課 木材利用班

電話：078-362-9224 (直通)

(公印省略)
林第1759号
令和4年3月31日

兵庫県木材業協同組合連合会会長 様

兵庫県農政環境部
農林水産局林務課長

兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度における今後の実施方針について

平素は、兵庫県政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、標記融資制度の利用促進にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和3年12月28日及び令和4年3月11日付けでお知らせしましたとおり、標記融資制度につきましては、令和4年度以降の新規貸付を停止することとしましたのでお知らせします。

つきましては、令和4年度の事務の取扱等について、別紙の対応（令和4年3月11日付け通知（別紙）と同様）といたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

(別紙)

1 令和4年度の貸付け認定について

令和4年度は、令和3年度兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度実施要領第8の2に基づき、令和4年3月31日迄に、施主から金融機関に対して、兵庫県産木材利用木造住宅特別融資貸付申請書（様式第1号）が提出されたものに限り、貸付け認定を実施します。

2 融資実行期限

令和4年度貸付認定分の融資実行期限は令和5年3月31日とします。

3 県産木材使用住宅証明（様式第4号）の申請について

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）は、県（林務課）が県産木材使用住宅証明を実施します。

施主から県（林務課）に対して、新たな様式（令和4年4月上旬改正予定）の県産木材（ひょうご県産認証木材製品）使用住宅証明申請書（様式第4号）に納材業者が記入した納材証明書（様式第5号）を添付して提出いただきます。

※令和4年3月31日までは、これまでと同様、兵庫県木材業協同組合連合会（県木連）が県産木材使用住宅証明を実施します。

※新たな様式（様式第4号、第5号）は県ホームページからダウンロードください。

（県ホームページURL：https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/af13_000000017.html）

項目	～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日～
県産木材使用住宅証明	施主から <u>県木連</u> へ 証明申請を提出	施主から <u>県（林務課）</u> へ 証明申請を提出

（参考）県産木造住宅の建築促進施策に係る改善の方向性

構造や内装に県産木材を見せる住宅の設計を支援する「ひょうごの木の家」設計支援事業を拡充し、県産木材の利用促進を図ります。

項目	R3（現行）	R4
事業主体	ひょうご森づくりサポートセンター	
要件	県産木材を30%以上利用	
対象経費	県産木材の構造材等を見せる住宅の設計費	
補助額 （拡充）	30万円/戸	最大40万円/戸 ※横架材に県産木材を使う場合 10万円加算